

28 日 獣 発 第 192 号

平成 28 年 10 月 12 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

## 平成 28 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

このことについて、平成 28 年 9 月 23 日付け 28 消安第 2664 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎えるに当たり、家きんの飼養農場での高病原性鳥インフルエンザウイルス等の侵入防止対策及び万一の発生時に備えたまん延防止対策に万全を期するため、都道府県の家畜防疫員による飼養衛生管理の確認のための立入検査、定点モニタリング及び強化モニタリングの検査対象農場の選定等に対する協力を依頼するものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 福田

TEL 03-3475-1601

28消安第2664号

平成28年9月23日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



平成28年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知いたしましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位等に対し周知いただくとともに、都道府県の家畜防疫員による飼養衛生管理の確認のための立入検査、定点モニタリング及び強化モニタリングの検査対象農場の選定等に協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。



写

28消安第2664号

平成28年9月23日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

平成28年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成27年9月9日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）により実施するほか、「平成27年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成27年9月9日付け27消安第3111号農林水産省消費・安全局長通知）により、これまでも飼養衛生管理基準の遵守状況の調査、野鳥を含めた野生動物の侵入防止対策の徹底等をお願いしてきたところです。

このような生産現場における侵入防止対策の徹底により、昨年度以降、我が国の家きん飼養農場においては幸いにして本病の発生はありませんが、中国等においては引き続き家きんにおいて本病が発生しているほか、野鳥については、本年6月にロシアのモンゴルとの国境付近において、アオサギ等の水鳥からH5亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスが、8月に米国アラスカ州においてマガモからH5N2亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスがそれぞれ確認されているところです。

また、昨年9月の「平成26年度冬期における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」において、「ウイルスが北方の渡り鳥の営巣地や中継地に持ち込まれ、これらの地域でウイルスが維持された場合、シベリアなどから東アジア地域に飛来する渡り鳥はもちろんのこと、北米地域の渡り鳥とアラスカなどで接触する可能性のある渡り鳥が、越冬のために日本へ飛来することによって、新たにウイルスが持ち込まれる可能性は否定できない。」とされており、米国アラスカ州等で渡り鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されている状況をみると、今秋以降も、引き続き厳重な警戒が必要と考えられます。

つきましては、渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎えるに当たり、特に下記の事項に留意の上、家きんの飼養農場での本病ウイルスの侵入防止対策及び万一の発生時に備えたまん延防止対策に万全を期するようお願いいたします。

## 記

### 1 発生予防対策

#### (1) 家きんの飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導の徹底

家畜防疫員は、管轄の家きん飼養農場に対し、防疫指針第2の2の(2)の①により、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。)第51条の規定に基づく立入検査によって、同法第12条の3の飼養衛生管理基準(以下「飼養衛生管理基準」という。)の遵守状況を確認し、適切な指導をすること。特に、長期にわたって立入りに応じない所有者に対しては、罰則の適用を含めて厳格に対処すること。

また、指導の実施状況について、農林水産省消費・安全局動物衛生課(以下「動物衛生課」という。)に報告すること(その詳細な内容及び報告の方法は、別紙1のとおりとする)。

なお、本年4月1日以降に既に立入検査が実施され、別紙1の3の確認が終了した農場については、当該確認結果をもって、防疫指針第2の2の(2)の①の立入検査に代えることができるものとする。ただし、既に確認が終了し、報告期限までに再度の立入検査の予定がない農場に対しては、定期報告書(家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)別記第14号)の飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表を用いて、飼養衛生管理の状況を自己点検するよう指導すること。

#### (2) 野鳥、ねずみ等の野生動物対策

これまでの研究によって、野鳥、ねずみ、猫、イタチ等の野生動物がウイルス伝播に関与していることが指摘されており、これらが、家きん飼養農家の目に触れない夜間に農場へ頻繁に出入りしていることも明らかになっている。これらの研究成果を踏まえ、(1)の立入検査に当たっては、野生動物を誘引する環境を作らないよう指導するとともに、防鳥ネット等の破損や、鶏舎の屋根と壁の間など、小型の野生動物が侵入しうる隙間がないか、普段見落としがちな侵入経路も改めて詳細に点検し、必要に応じて修繕等を行うよう指導すること。なお、池などの野鳥生息地の近くや、野生動物の生息しやすい環境にある農場に対しては、家きん飼養農家自らが定期的に農場等の点検を行うよう指導するとともに、重点的な監視を行うこと。

#### (3) 野鳥のサーベイランスの実施

別添のとおり環境省から野鳥のサーベイランスの協力依頼があったことを踏まえ、引き続き、防疫指針第3の5の(2)に基づき、自然環境部局と相互に連絡、適切に分担して野鳥のサーベイランス検査を実施するとともに、野鳥等において本病ウイルスが確認された場合には、防疫指針第3の5の(1)に基づき、周辺農場に対し、必要に応じ立入検査を実施するほか、注意喚起及び家きんの健康観察の徹底を指導すること。

## 2 まん延防止対策

### (1) 早期通報の再徹底

本病のまん延防止には、家きんの所有者や獣医師等が異常家きんを発見した際に、迅速に家畜保健衛生所に通報することが最も重要である。したがって、家きんの所有者や獣医師等に対して、家伝法第13条の2第1項の症状の具体的な内容について改めて周知徹底するとともに、当該症状を呈している家きんを発見したときは、遅滞なく、当該家きん又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に通報するよう、再度指導を徹底すること。また、本病にかかった家きんの死亡羽数の増加が比較的緩やかな場合もあることを踏まえ、死亡率のみではなく、家きんの所有者等が当該症状を早期に発見することができるよう、日頃から飼養する家きんの健康観察を入念に行うこと等についても改めて指導すること。

### (2) 的確な初動対応の徹底及び連携体制の再確認

家きんの所有者等から上記(1)の通報を受けた場合には、速やかに、防疫指針第4に基づく対応を的確に実施すること。また、万一の本病の発生に備え、県内の畜産主務部局以外の部局との調整を図るとともに、防疫指針第2の2の(8)に基づき、近隣都道府県、市町村、関係機関及び関係団体との連携体制を改めて確認すること。また、防疫指針第2の2の(10)及び第4の7に基づき、発生時の精神的及び身体的ストレスへのケアのための対応や、食鳥処理場における本病発生時の対応について、公衆衛生部局等との連携体制も改めて確認すること。

### (3) 本病の発生に対する必要な人員及び防疫資材等の確保

本病が発生した場合、速やかに防疫措置が執られるように、都道府県は防疫指針第2の2の(7)に基づき、本病が発生した場合に必要な人員を確保すること。動員計画を作成していない県は、直ちに作成し、既に動員計画を作成している県においても、農場の規模を多段階に分けて想定した実効性のある動員計画を作成すること。また、人員の確保のために、関係市町村、関係団体等と調整を行うこと。

万一の発生に備え、防疫資材、検査試薬等を必要量確保し、それらの緊急時における円滑な供給について、調達先の確認と調整を行うこと。

また、防疫指針第2の2の(11)の規定に基づき、本病発生時の防疫措置に伴い必要となる埋却地、焼却施設等の確保のための調整を行うこと。

### (4) 低病原性鳥インフルエンザの監視体制の強化

低病原性鳥インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れるおそれがあり、また、フランス等海外では、高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した発生事例も確認されている。このため、防疫指針第3の2の強化モニタリングについて、環境省の公表する渡り鳥の飛来状況等を参考に、渡り鳥の飛来時期以

降に計画的に検査を実施すること。この際、農場に対し、本検査の意義や必要性を丁寧に説明するなど、検査への協力を得ることにより、階層別無作為抽出を徹底し、適切に検査対象農場を選定すること。